



Search. Observe. Protect.

国際貿易に関するポリ シー

elastic.co/jp

1.目的と対象範囲

輸出入に関する法律により、特定の国または地域、機関、企業、個人への **Elastic** のソフトウェアおよびテクノロジー（技術情報を含む口頭および書面によるコミュニケーションを含む）の輸出、再輸出、および輸入が規制（場合によっては禁止）されています。また、米国とその他多くの国では、非友好的で危険であるとみなされる一定の国および地域、機関、企業および個人に対する貿易に関して厳しい取り締まりを維持し、認可外の海外ボイコットへの参加を禁止しています。

Elastic は、米国および事業を運営するその他の国の輸出管理、貿易制裁、反ボイコット法や規制のすべてについて、その文言のみならず、その精神や意図を遵守するために本ポリシーの維持管理を行っています。

本ポリシーは、拠点の所在地を問わず、全世界の **Elastic** 事業体、およびその取締役、役員、従業員に適用されます。輸出管理、貿易制裁、および反ボイコット法に関する基礎知識を習得し、自身の業務が適用範囲となる場合、**Elastic** のコンプライアンス手続き要件を把握し、必要に応じて指導を求める責任があります。

2.ポリシー要綱

米国および事業を運営するその他の国の輸出管理、貿易制裁、および反ボイコット法および規制を徹底して遵守することをポリシーとしています。いかなる場合においても、これらの法律や規制および **Elastic** の定める国際取引に関連するポリシーおよび手続きに反する輸出、再輸出、または輸入（サービス、商品、技術データ、またはテクノロジーにかかわらず）ならびにその他取引を一切行ってはいけません。輸出管理、貿易制裁、および反ボイコット法および規制の遵守を徹底するため、国際取引を行う際は事前に以下の作業を適切に行わなければいけません。

- 輸出管理目的として分類（米国の輸出規制品目分類番号を使用する等）
- **Elastic** の定める手続きに準拠した最終用途およびエンドユーザーの確認
- 関係当局による認可または認定（必要な場合）



また、国際商取引に関与する全ての取締役、役員、および従業員は国際貿易に関する法律の基礎を理解し、常に遵守することを **Elastic** のポリシーとしています。これらの法規制は大変詳細かつ複雑ですが、**Elastic** の全従業員が把握する必要があるものです。

- **Elastic** は、倫理・コンプライアンス最高責任者または輸出管理責任者による承認なしにキューバ、シリア、およびウクライナのクリミア地区（「総合的制裁対象国」）の個人または法人との取引を一切行いません。
- **Elastic** は諸外国の認可外ボイコットに一切参加しません。
- 輸出および再輸出には、物理的に国境を越える物品の取引に限らず、ある国から別の国へのソフトウェアのダウンロードや情報の移転等（場合によってはサービスを含む）も含まれます。
- 米国のテクノロジーを (i) 米国在住の外国人（米国市民、永住権保持者、難民以外の個人等）に移転したり（いわゆる「みなし輸出」）、(ii) 別のある国において、その国以外の国籍保持者に米国のテクノロジーを移転することも（いわゆる「みなし再輸出」）輸出規制対象となる場合があります。特に **Elastic** のテクノロジーを総合的制裁対象国の国籍を有する個人に移転する際には、当該個人の所在地を問わず最善の注意を払う必要があります。
- **Elastic** 製品は一般的に暗号化を使用または含んでおり、これについての輸出ライセンスまたは他の種類の認可の必要性については追加レベルの分析が必要になります。
- **Elastic** はまた、**Elastic** のディストリビューターおよびエンドカスタマーに対しても、これらのルールを遵守してもらうよう、要求しています。

国際貿易に関する法規制を遵守することは、販売を完了することよりも重要であることは、**Elastic** の全従業員が理解しなければいけません。これらの法規制を違反した場合、**Elastic** や関与した個人へ罰金が科されたり、**Elastic** の輸出特権の剥奪、また関与した個人への懲役等の罰則につながるおそれがあります。例：米国輸出管理規則を違反した場合、最大 100 万ドル以下の罰金と懲役が科せられます。**Elastic** の違反者対し、解雇を含む適切な懲戒処分が科せられます。



3. コンプライアンスプログラム

Elastic は、会社における遵守義務および目的に合わせた、分類、審査、認可、記録管理、監視、監査手続きを規定するコンプライアンスプログラムを確立しました。また本プログラムには、国際商取引に関与する者を対象とした定期的なトレーニングが含まれています。米国での事業運営に関連する手続きは、米国輸出管理規制コンプライアンスマニュアルで定められ、国際貿易に関与する全従業員は把握しておかなければいけません。

現在 Elastic のソフトウェアおよびテクノロジーの大半は、米国輸出管理規制に基づくライセンス要件の対象にありますが、許可例外 ENC に基づく特定のライセンスを申請する必要なく、米国からほとんどの仕向地およびエンドユーザーに輸出することが可能です。しかし、輸出管理規制のみが当該取引の対象であるとは限らず、適用される法規制は複雑かつ頻繁に改定されています。Elastic のコンプライアンスプログラムでは、各取引について次の 4 つの質問に回答する必要があります。

- 輸出、再輸出、移転はありますか？
- 輸出、再輸出、または移転されるテクノロジー、商品、またはソフトウェアの仕様に基づいて、ライセンスは必要ですか？
- エンドユーザーまたは仕向地の特性（エンドユーザーまたは仕向地が認可された個人、法人、国、エンドユーザー、または領土であるか等）により、ライセンスは必要ですか？
- 最終用途（大量破壊兵器またはその他軍事関連の最終用途等）に基づいて、ライセンスは必要ですか？

ライセンスまたはその他承認が必要な場合、Elastic は当該承認が得られるまで取引を保留とします。ライセンスまたは許可例外のいかなる順序または諸条件を認識しつつ違反してはいけません。また、違反の存在または可能性を認識した場合、一切の取引を進めてはいけません。



倫理・コンプライアンス最高責任者は、国際貿易ポリシーおよび関連するコンプライアンスプログラムについて全面的な責任を担っています。倫理・コンプライアンス最高責任者は、コンプライアンスプログラムのあらゆる側面を統括し、輸出管理責任者および輸出管理マネージャーと共同でプログラムの継続的な改善と実施の浸透に努めます。輸出管理責任者は、主に **Elastic** 製品の適切な分類および関連機関との定期的なファイリングおよびレポートについて責任を担っています。輸出管理マネージャーは、主に **Elastic** 製品またはサービスの販売先または販売見込みのある個人、法人、機関の通常審査について責任を担っています。

国際貿易コンプライアンスに関する質問については、倫理・コンプライアンス最高責任者または輸出管理責任者が対応するものとします。問い合わせ先は、弊社 Wiki の「倫理およびコンプライアンス」から確認することができます。倫理・コンプライアンス最高責任者および輸出管理責任者が、ライセンス要否の判断、あるいは適切なライセンスの取得状況の確認を取引を進める前に行います。

4.問合せ

Elastic では、全従業員にコンプライアンスについて質問を投げかけることを奨励し、また潜在的違反行為について以下のように報告するよう要請しています。

- 倫理・コンプライアンス最高責任者または輸出管理責任者とその状況について話し合います。
- 電話またはウェブ上のレポートツール (<https://www.elastic.co/jp/about/trust>) から倫理・コンプライアンスホットラインを利用し、懸念事項を報告します。報告する際には、実名か匿名を選ぶことができます。

また、**Elastic** は、誠実に苦情を報告した者や関連する調査に協力したすべての者を、報復、脅迫、差別、ハラスメント、復讐、仕返しから保護することに、確固たる決意をもって取り組むことを覚えておいてください。

最後に、従業員には法執行機関や規制当局にいつでも連絡する権利があります。また、本ポリシーには、**Elastic** の従業員が適切な機関に対して誠実な報告を行うこと、または苦情を申し立てることを制限するものはありません。



5.修正

Elastic は、法律環境やビジネス環境の変化を反映するために、このポリシーを定期的に見直し、更新するよう努めています。すべての修正は、Elastic の取締役会または監査委員会に承認される必要があります。

